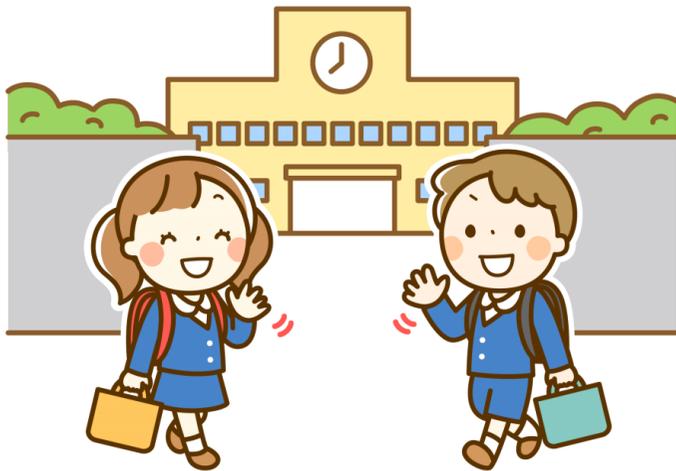


諫早市学校薬剤師部会における 学校環境衛生検査

～検査方法のポイントと解説～



法律

政令

省令

告示

国会	内閣	各省大臣	各省大臣
<u>学校保健 安全法</u> (昭和33年法 律第56号)	学校保健 安全法施 行令 (昭和33年政令 第174号)	学校保健 安全法 施行規則 (昭和33年文部 省令第18号)	<u>学校環境 衛生基準</u> (平成21年文 部科学省告示 第60号) (平成30年文 部科学省告示 第60号)

学校保健安全法

学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

第二十三条

- 一. 学校には、学校医を置くものとする。
- 二. 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 三. 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 四. 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 五. 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

【学校薬剤師の仕事】

学校保健安全法施行規則第 24 条に学校薬剤師の職務執行が規定されています。

第二十四条

1. 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一. 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二. 第 1 条の環境衛生検査に従事すること。
- 三. 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四. 法第 8 条の健康相談に従事すること。

五. 法第9条の保健指導に従事すること。

六. 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

七. 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2. 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

【学校薬剤師の任務】

1. 学校保健計画及び学校保健安全計画の立案への参与
2. 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査（定期検査、及び臨時検査）への従事
3. 学校の環境衛生を維持・改善するために必要な指導や助言
4. 「健康相談」及び「保健指導」への従事、並びに児童生徒等の健康教育に関する協力
5. 保健室の医薬品や理科室の毒物・劇物など、薬品・用具の管理について指導及び助言
6. 学校、地域社会において「薬物乱用防止の活動」に協力

【認定こども園について】

小学校就学前の子供に対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づいて認定を行う。すな

(1) 分類分け(4種)と学校薬剤師の配置義務

分類	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
学校薬剤師の配置義務	○(必須)※1	○(必須)※2	×(規定なし)	×(規定なし)

※1 認定こども園法第27条「学校保健安全法第23条を準用する」と記載あり

※2 幼稚園は以前から学校薬剤師の配置義務がある

文部科学省初等中等教育局長(通知)

29 文科初第 1817 号 平成 30 年 4 月 2 日

この度、別添のとおり「学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準(平成二十一年文部科学省告示第六十号)の一部を改正する件(平成 30 年文部科学省告示第 60 号。以下「本基準」という。)」が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されました。(中略)

なお、関係各位におかれましては、所管又は所轄の学校(専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。)に対し周知するとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いいたします。

(2) 検査項目

学校保健安全法が適応される為、検査項目は小・中学校と同じであり、幼稚園だからと言って基本的には検査項目を除外できない。しかし、実情に合った検査を行うこと。

(例:照度検査)

基本的には机上面(床上75cm)での測定だが、幼稚園では床にそのまま座る場合もあるため、床上30cm程度で測定する等の臨機応変が必要。

(注:プール)

幼稚園は毎日水を入れ替える「水たまり式」がほとんどであるが、この水たまり式はプールに該当しない。すなわち学校保健安全法のプール検査基準には該当しない為、規定上、遊離残留塩素濃度 0.1 mg/L 以上で良い事になる。

幼保連携型 認定こども園には 学校薬剤師が必置です

幼保連携型 認定こども園では、乳幼児や教職員の健康や安全を守るために、「学校薬剤師」の設置が義務づけられています。(認定こども園法第27条、(学校保健安全法の準用))

学校薬剤師は、衛生管理の専門知識を持ち、保健管理に従事します。具体的な職務は文部科学省令で定められ、環境衛生の検査や維持・改善に必要な指導・助言、健康相談や保健指導、薬品等の管理についての指導・助言などを行います。(学校保健安全法第23条、同法施行規則第24条)

学校薬剤師は、学校環境衛生基準[※]に基づいて、清潔、換気、飲料水、プール、照明、騒音等について定期検査や臨時検査を行います。また、食事の提供にあたって調理や配膳における衛生管理に協力します。その検査結果から、安全を確保したり、環境を維持または改善するための指導や助言を行います。

アトピーなどのアレルギー疾患の発症や、ぜん息発作などの呼吸器疾患の予防

ダニ・ダニアレルゲン検査を行い、寝具や畳、カーペット、ぬいぐるみなど、ダニが発生しやすい物について、清掃の方法などの指導を行います。花粉や空気の流れ、湿度や温度を検査して、細かいほこりやカビなどの発生予防について指導・助言します。

インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の予防

二酸化炭素や湿度・温度などの空気環境についての検査を行います。調理器具や食器の清潔さや食料管理等を検査して、食の安全を守ります。また、トイレやおむつ交換台、おむつ入れ、ドアノブや水道の蛇口の適切な消毒について助言し、嘔吐物の処理や正しい手洗い方法などについて指導します。

化学物質による体調不良の予防

ホルムアルデヒドなどの化学物質は、室内の家具や建材、塗料などから発生し、シックハウス症候群の原因となることがあります。揮発性有機物の検査をして、室内の状況を把握し、安全の確認または改善方法・対策について指導・助言します。

快適な教育環境の維持

快適に教育や保育を受けられるように、室内の明るさや照明を検査します。また、外部からの騒音は、学習能力の低下や乳幼児の心理状況にも影響をもたらすため、騒音レベルを測定します。基準に合わない場合は、改善や対応策について指導・助言します。

水道びやプールでの感染症の予防

水を介して感染する菌類に、プール熱(咽頭結膜熱)やはやり目(急性結膜熱)などがあります。残留塩素濃度などを確認し、消毒や水の衛生管理、感染予防について指導・助言します。

※学校環境衛生基準

子どもたちや職員員の健康を守るために、法律に基づいて文部科学大臣が定めた環境の基準です。施設では、この基準に照らして適切な環境の維持に努めなければなりません。(学校保健安全法第6条)

2019年4月

Q&A

Q1. 学校薬剤師は、必ず置かなくてはいけないのですか? **YES**

A1. 幼保連携型認定こども園は、学校薬剤師を施設に1名必ず置いて、学校保健安全法に定めのある学校環境衛生検査を実施しなければなりません。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第27条に、幼保連携型こども園は学校保健安全法の第3-10、13-21、23及び26-31条までの規定を準用することが定められています。学校保健安全法第23条には、大学以外の学校には学校薬剤師を置くことが規定されています。

Q2. 学校薬剤師の勤務は常勤ですか? **NO**

A2. 学校薬剤師は、学校医や学校歯科医と同様に、非常勤の職員です。

Q3. 薬剤師なら誰でも学校薬剤師の仕事ができますか? **NO**

A3. 学校薬剤師の仕事は、通常の医師に携わる薬剤師の職務とは異なり、衛生管理の専門的知識や経験が必要です。薬剤師であれば誰でもその職責を果たせるわけではありません。要職または任命の際には、地域の薬剤師会や学校薬剤師会にご相談ください。

Q4. 学校環境衛生基準とは何ですか?

A4. 子どもたちや職員員の健康を守るために、法律に基づいて文部科学大臣が定めた環境の基準です。幼保連携型認定こども園の設置者は、この基準に照らして適切な環境の維持に努めなければなりません。また、園では、「学校保健計画」に環境衛生活動の年間スケジュールを計画して、学校環境衛生検査を実施します。

学校保健安全法第6条に、文部科学大臣は、学校における換気、採光、保温、保湿、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として学校環境衛生基準を定めることが規定されています。同法第5条 学校においては、児童生徒等及び職員員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

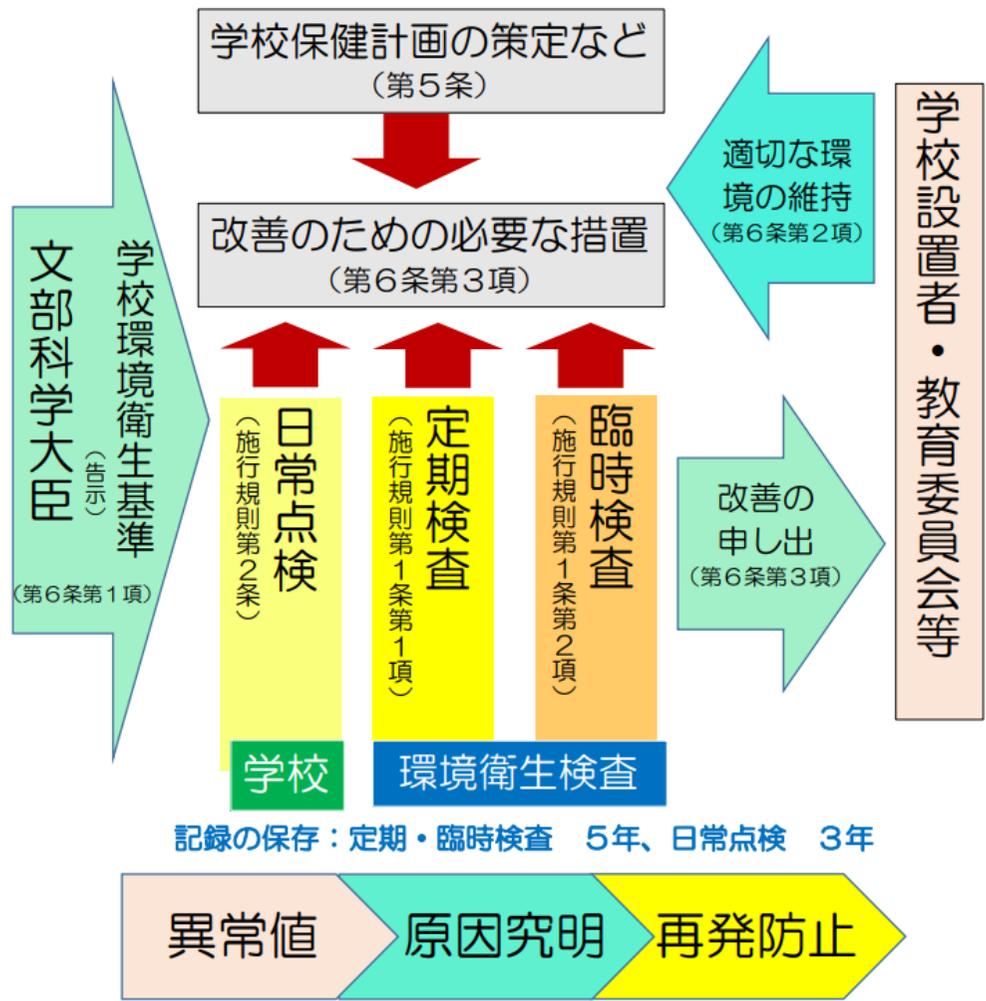
Q5. 検査に掛かる費用は、誰が負担しますか?

A5. 検査機器の整備や検査に必要な費用は、原則として設置者の負担となります。学校薬剤師報酬には含まれません。



2019年4月

学校における適切な環境の維持及び改善



諫早市学校薬剤師部会の貸出図書

「学校環境衛生基準」解説	1995	1
	2022	1
学校環境衛生管理マニュアル		
平成30年度改訂版		3
学校給食衛生管理基準の解説	平成23年	1
～学校給食における食中毒防止の手引き～		
学校における水泳プールの保健衛生管理		1
平成28年改訂版		
学校と学校薬剤師	2011	
健康・学校環境衛生教本	1	1

学校薬剤師必携 2006	4
くすりの正しい使い方	13
中学・高校・一般向けスライド	
学校薬剤師研修会テキスト 平成27年度	1
〃 平成22年度	1
学薬アワー放送要綱集 ②	4
学校の薬品	1
薬剤師のための学校環境衛生試験法	1
学校環境衛生180のギモン 解決レシピ	1